

令和8年5月18日

令和8年度 暮らしと観光をつなぐ 市民共感促進キャンペーン等 実施業務 仕様書

1. 背景と目的

京都市観光協会（以下、「観光協会」という。）および京都市は、市民の観光に対する共感の輪の拡大を目的とした施策の一環として、2024年12月に「暮らしと観光をつなぐポータルサイト“LINK! LINK! LINK!”（以下、ポータルサイト）という。」を開設し、市民生活と調和した持続可能な観光の実現に資するコンテンツを掲載している。あわせて、京都市内の観光事業者との協働により、各店舗・施設等において、京都市民を対象とする割引や特別メニュー等（以下、「市民向け特典」という。）を提供するとともに、これら市民向け特典に関する情報をポータルサイトにおいて発信している。

しかし、これまでの運用において、自発的にWebサイトを閲覧しない市民への訴求手法や市民と観光客の交流機会の創出等の課題が浮き彫りとなっている。

本業務は、これらの課題を踏まえ、ポータルサイトの認知向上と市民のアクセス促進を目的とした効果的な情報発信、将来的に自走可能な市民と観光客の交流機会の創出を図り、以て観光に対する市民の共感を促すことを目的とする。

2. 委託期間

契約締結日から2027年（令和9年）1月29日まで

3. 委託上限金額

6,996,000円（税込）

4. 委託内容

(1) ポータルサイトおよび市民向け特典の広報（プッシュ型情報発信の強化）

ポータルサイトの認知向上と市民へのアクセス促進を目的として、以下①②③の広報を行う。

受託者は、それぞれの広報に必要な素材（画像、文章、キャッチコピー等）の制作、広報手段に応じた媒体（ポスター、チラシ等）の作成を行う。素材は、観光協会が提供するロゴタイプ等を用いて制作を行い、文章、キャッチコピー等については、受託者が提案するものとする。素材や媒体の内容、掲出先や掲出方法等の詳細は、受託者が提示する案を元に、受託者、観光協会および京都市との協議により決定する。受託者は、必要な打合せへの参加および協議・決定に要する時間や媒体の作成期間を踏まえた進行管理を行う。

以下、①②③それぞれに固有の事項について記載する。

①SNSを活用したオンライン広報

ポータルサイトへ誘導するためのSNS広告の運用に加え、同サイトの情報発信をするSNSアカウント等の新規開設および運用および、既存の有力情報メディア等との連携等を行う。具体的な方法については、企画提案の内容を踏まえて協議・決定する。実施期間は、2026年7月頃から2027年1月頃まで、延べ7か月程度とする。

受託者は、本事業のターゲットである京都市民への訴求効果が期待される広告等の掲出先を複数提案するとともに、掲出の効果をモニタリングし、必要に応じて素材や媒体の改善、掲出先の変更等を行う。

リターゲティング広告などの機能を活用できるようにするため、各種広告サービスのタグなどをポータルサイトに設定し、観光協会が管理するGoogle Analytics 4およびGoogleタグマネージャ等の関連機能（以下、「GA4等」という。）との連携など、一元的な管理に必要な設定を行うこと。

②市政広報板を用いた広報

ポータルサイトおよび市民向け特典に関する情報を掲載したポスター（B3サイズ）を制作し、京都市内の市政広報板に掲出する。ポスターはフルカラー印刷とし、その他必要な仕様は事業開始後、観光協会、受託者および京都市の協議により決定する。本広報は業務期間内に1回程度行うこととし、掲出期間は2026年12月1日から15日までとする。掲出先までの配送と掲出、掲出期間終了後の撤去等は、京都市において行う。

業務開始後に指定する日時までに、印刷可能な状態の版下データおよび対応する編集可能ファイルを、観光協会および京都市に納品する。受託者は、ポスターの紙面デザイン、版下データの作成と印刷を行い、印刷された状態のポスターを、以下の表のとおり納品する。納品について、京都市および納品先業者から追加の指示を受けた場合は、その内容に準ずること。

	納品先	部数	留意点
市内広報版掲示ポスター	株式会社デリバリーサービス ※市の指定する配送事業者	10,710 部	市民しんぶん同時配送分 ・300部ごとに部数が分かるようにし、折らずに包み紙や段ボール等で梱包した状態で納品する。（100部ごとにポスターと同じサイズ（B3）の合紙を挟むこと）
	区役所・支所等（22箇所）	187 部	市民しんぶん同時配送分 / 区役所・支所等予備分 ※各区役所・支所等への納品部数の詳細は、事業開始後に決定し、受託者に提示。
	観光協会	13 部	予備用

③チラシを用いた広報

ポータルサイトおよび市民向け特典に関する情報を掲載したチラシを制作する。チラシはA4縦版、両面、フルカラー印刷とし、その他必要な仕様は事業開始後、観光協会、受託者および京都市の協議により決定する。

チラシは、京都市内の町内会等で回覧される回覧板に掲載する。回覧板への掲載は業務期間内に1回程度行うこととし、実施時期は2026年12月1日以降とする。各地の町内会等への配送は、京都市において行う。

受託者は、チラシの紙面のデザイン、版下データの作成と印刷を行い、印刷された状態のチラシを、以下の表のとおり納品する。納品について、京都市および納品先業者から追加の指示を受けた場合は、その内容に準ずること。

当該広報の終了後、受託者は本業務の終了時まで、チラシの印刷が可能な状態の版下データおよび対応する編集可能ファイルを、観光協会に納品する。

	納品先	部数	留意点
市内回覧用チラシ	株式会社デリバリーサービス ※市の指定する配送事業者	50,100 部	市民しんぶん同時配送分 ・500部ごとに部数が分かるようにし、折らずに包み紙や段ボール等で梱包した状態で納品する。(100部ごとにポスターと同じサイズ(A4)の合紙を挟むこと) ・株式会社デリバリーサービスへ、配送料(予定額:275,550円)を支払う
	区役所・支所等(22箇所)	769 部	市民しんぶん同時配送分 / 区役所・支所等予備分 ※各区役所・支所等への納品部数の詳細は、事業開始後に決定し、受託者に提示。
	観光協会	31 部	予備用

(2) 広報効果の測定

市民への効果的かつ効率的な情報発信手法の確立を目的として、広報効果の測定を行う。効果の程度を示す指標は、それぞれの広報媒体からポータルサイトへの新規アクセス数、市民向け特典に関するwebページの閲覧数や滞在時間、市民向け特典の利用数等を原則として、本業務の開始後、受託者、観光協会および京都市の協議により決定する。

受託者は、委託内容(1)で実施する広報に対応した指標の推移を取りまとめ、2週間に1回程度、観光協会および京都市に報告すること。その際、各媒体の運用に要した費用を加味した実績値を提出するとともに、費用対効果を踏まえた効果的かつ適切な広報を行うこと。(1)①②③で用いる媒体それぞれの広報効果を切り分けて把握できるよう、媒体に掲載するURLに個別のパラメータを設定する等、素材・媒体の作成段階から必要な措置を行うこと。

なお、本業務の企画提案にあたっては、限られた予算の中で最大限の成果を得るための、費用対効果の高い広報の考え方や具体的な手法について記述すること。

(3) 市民と観光客の交流を促進するイベントの実施

市民と観光客が互いに尊重しあえる関係性の構築を目指し、市民と観光客が交じり合うことで、市民の観光に対する理解が深まるような機会を創出する。観光客については、文化や習慣の違いを超えた相互理解を深めていく観点から、可能な限り外国人観光客を対象とする。内容は、市民に身近であり、かつ観光客の関心も高い交流イベントを1種以上、本業務の期間中に1回～数回程度開催する。イベントは原則として京都市域で行うものとし、1回あたりの所要時間は数時間ないし半日程度とする。また、観光客の利便性に配慮し、短期滞在者でも容易に参加可能な設計とする。参加費は、市民と観光客いずれも無料または入館料・飲食費等の実費相当の金額とし、イベント催行による収益や参加者への直接利益供与が生じないように留意すること。

なお、イベントの内容については、例えば「料理体験教室」や「食をテーマとしたツアー」など、京都の食文化を介した企画提案を歓迎するが、これに限定するものではなく、本業務の目的に合う幅広い提案を認めるものとする。

受託者は、当該イベントの企画案を作成し、観光協会および京都市との協議により、イベントの内容を決定する。企画案の作成にあたっては、イベントに参加する市民と観光客の属性が偏らないための工夫を行うこと。参加者数については、累計参加者が合計150人以上、そのうち観光客と市民は同数程度を想定することとし、具体的な数値および構成比については受託者からの提案内容を踏まえ、業務開始後に観光協会、受託者および京都市の協議により目標値を設定して実施する。なお、イベント内容に応じて、1種のイベントを複数日に渡って繰り返し実施することを認める。

イベント内容の決定後、受託者は、日程や行程等の詳細検討、関係機関・施設等との調整を行うとともに、参加者となる市民および観光客の募集、抽選、問合せ対応等を行う。あわせて、実施に必要な物品、運送、ガイド、警備、旅行傷害保険等を調達し、イベント当日の運営を行う。本件イベントの目的を踏まえ、受託者はタビマエ・タビナカの観光客にアプローチし、イベントへの参加障壁を下げるための情報発信を適切に行うこと。あわせて、イベント当日は観光客と市民の人数比に応じた小グループを設定し、両者のコミュニケーションを促進するファシリテーションを行う等、交流を促進するための工夫を行うこと。また、外国人参加者のガイドは京都市ビジターズホスト資格者を手配し、その費用については、委託費に含むものとする。

イベントの実施中、受託者は参加者数や当日の状況等を記録するとともに、参加者の満足度や交流の効果等について、アンケート等を用いて把握する。イベントの終了後、受託者は参加者数、当日の状況、アンケート等の結果を取りまとめ、観光協会および京都市に報告を行う。

(4) 報告書の作成

本業務の内容について取りまとめた報告書を作成する。受託者は報告書の内容について、事前に観光協会の確認を受け、必要な修正等を行う。納品物はPDFファイルおよび対応する編集可能ファイル一式とし、委託期間末日までに観光協会へ提出する。

5. 留意点

- 本業務で作成する成果物の著作権その他知的財産権は、全て発注者に帰属する。
- 本業務の成果物を構成する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、発注者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負う。
- 本業務の受託者は、本業務を通して知り得た個人情報および秘密について、委託期間の終了後を含めて、本業務の遂行以外の目的、および自己の利益のために使用してはならない。
- 本業務の受託者は、本業務を通して知り得た個人情報および秘密について、第三者への漏洩が発生しないよう適切に管理する。個人情報の取扱にあたっては、「個人情報保護法」および「京都市個人情報保護条例」「京都市情報セキュリティ対策基準」等の関連法令を遵守し、個人情報の保護に努める。
- 本事業の受託者は、その地位・権利を第三者に譲渡することはできず、本業務の全ての履行を第三者に再委託することはできない。
- 本業務の一部の履行を第三者に再委託する場合、本業務の受託者は再委託の範囲および再委託先について、予め委託者から文書による承認を得なければならない。再委託を受けた者は、本業務の履行について受託者と同等の義務を負い、受託者は再委託先の行為について、連携して責任を負う。
- 広報の効果測定にあたり、観光協会は、ポータルサイトの管理に係るCMSおよびポータルサイト上で動作するGA4等のうち、必要な機能・権限等を、期間と範囲を指定して受託者に付与する。ポータルサイトおよびGA4等上に特定の機能を追加する必要性が生じた場合は、受託者と観光協会の協議により要否を決定する。機能追加の必要性が認められた場合、受託者は当該機能の実装および委託期間中の運用を、受託者の責および負担により行う。本業務の終了後、当該機能は受託者から観光協会へ引き渡されるものとする。
- 本仕様書に定めのない事項や追加の事項が生じたとき、または本業務の遂行にあたり疑義が生じたときは、観光協会と受託者との間で協議し、決定する。

6. 問合せ先

公益社団法人 京都市観光協会 企画推進課

担当：水本・堤

TEL: 075-213-0070 / Mail: link3@kyokanko.or.jp

7. 令和8年度オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業に係る記載

文書作成日 2026年5月18日

発注者所在 京都府京都市中京区河原町二条下一之船入町384番地